

議案第 1 2 8 号

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例について

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市立増島保育園及び飛驒市立さくら保育園の廃止に伴う改正

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例

飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条の表飛驒市立増島保育園の項及び飛驒市立さくら保育園の項を削る。

第9条第1項中「法第244条の2第3項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

飛騨市保育所条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市立増島保育園及び飛騨市立さくら保育園の廃止に伴う改正

2 改正の内容

(1) 飛騨市立増島保育園施設を社会福祉法人吉城福祉会へ、飛騨市立さくら保育園施設を社会福祉法人飛騨古川へ譲与（土地は無償貸付）することにより、両法人が私立の認可保育園として平成31年4月1日より運営を開始するため、同日をもって公立保育園である飛騨市立増島保育園と飛騨市立さくら保育園を廃止するもの。 (第2条関係)

(2) 引用法令の錯誤修正をするもの。 (第9条関係)

3 施行日

(1) 平成31年4月1日（第2条関係）

(2) 公布の日（第9条関係）